

吹田市公告第360号

吹田市介護予防に係る ICT を活用した認知機能維持向上教室運営業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年6月2日

吹田市長 後藤 圭二

記

一般競争入札実施要領

1 業務名

吹田市介護予防に係る ICT を活用した認知機能維持向上教室運営業務

2 履行場所

市の指定する場所

3 業務概要

ICT を活用し、認知機能維持向上を目的とした教室を1年あたり4コース運営する業務

詳細は「吹田市介護予防に係る ICT を活用した認知機能維持向上教室運営業務仕様書」のとおり

4 履行期間

令和7年8月1日から令和9年12月31日まで

5 最低制限価格

設定しない

6 入札保証金

吹田市財務規則（昭和39年規則第14号）第98条の規定に基づき、入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約をしない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）の登載業者であり、参加希望業種が「199

その他の業務委託等」、取扱品目が「９９ その他の業務委託」または「０２ 介護サービス業務」に該当し、本業務を履行可能とみなされる者であること。

- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8 契約の保証

落札者は、次の（１）から（４）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の１００分の１０以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

9 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2) に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和７年６月２日（月）から令和７年６月１６日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで（郵送の場合は、令和７年６月１６日（月）までに必着のこと。）

イ 提出場所

「２４ 問合せ先」のとおり。

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境 ＞ 入札・事業者募集・契約 ＞ 業務委託・物品購入 入札情報 ＞ 令和７年度(2025 年度) 一般競争入札(業務委託)一覧 ＞ 吹田市介護予防に係る ICT を活用した認知機能維持向上教室運営業務）からダウンロードすること。

エ その他

- (ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書は、返却しない。
- (ウ) 申請書の提出は持参又は郵送（レターパック、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。（２）アに記載する期間内に必着のこと。）によるものとする。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年6月20日(金)午後5時までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

10 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和7年6月20日(金)から令和7年6月27日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

「24 問合せ先」のとおり。

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。

(令和7年6月30日(月)発送予定。)

11 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年6月2日(月)から令和6年6月16日(月)午後5時までとし、電子メールにより受け付ける。メールアドレスは、「24 問合せ先」のとおり。

※件名に【吹田市介護予防に係る ICT を活用した認知機能維持向上教室運営業務に係る質疑書】と記載すること。

(2) 回答期日

令和7年6月20日(金)午後5時までに電子メールにより入札参加資格があると通知した全ての者に回答する。

12 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書を熟読のうえ申込書等を提出すること。

仕様書、入札書、委任状については、吹田市ホームページ(産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧 > 吹田市介護予防に係る ICT を活用した認知機能維持向上教室運営業務に係る制限付一般競争入札)からダウンロードすること。

13 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年7月7日（月）午前11時

（2）入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 仮設棟1階 介護認定審査会室2

14 入札方法

（1）郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

（2）入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

（3）再度の入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉をおこなうものとする。

15 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

16 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市介護予防に係るICTを活用した認知機能維持向上教室運營業務委託入札心得書（一般競争入札）（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記7に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 落札者の決定

（1）有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

（2）落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

（3）落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。なお、積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

19 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書・秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を提出すること。

20 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（１）から（３）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- （１）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- （２）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- （３）入札心得書第10条第11号に該当する行為があったと認められるとき
- （４）正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

21 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

22 契約予定日

令和7年7月31日（木）

23 その他

- （１）入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- （２）入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

24 問合せ先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（吹田市役所 低層棟1階151番窓口）

吹田市福祉部高齢福祉室支援グループ 担当：徳山

電話：06-6384-1375（直通）

メールアドレス：kousien@city.suita.osaka.jp